

INFORMATION

平成30年8月22日AAより出品・落札・クレーム規程が変更となります

クレーム申告期限について

開催日を含め5日以内。ただし5日目が日曜日のため

月曜日正午12時までの
クレーム受付申告期限といたします。

遠方地域のクレーム申告期限について

**オークション開催日を含む5日以内、または
落札車輛到着日の翌営業日17時まで**

ただし、クレームの申し立てが翌オークション開催日以降になる場合はJAAに対しその旨を事前申告することを要します。

保証書について

- 新車整備手帳の欠品（落札店からのキャンセル可能）
ただしメーカーによる保証期間を過ぎているものは除きます。
- 整備手帳とはメーカーが発行したもので、保証継承が可能なものといたします。

後日送り部品について

- タイヤ、アルミホイール、バンパー等の大型部品を付属して出品する際
出品店はJAAに確認した上、送料を負担して直送するものといたします。
- リモコン、整備手帳等容易に車外へ持ち出せる部品は出品店で保管し
オークション開催日を含む8日以内に、譲渡書類と一緒にJAAへ
提出してください。

福祉車両の消費税について

中古車の売買において、対象装置の不良、欠品等の不具合が判断できないため、消費税を計上するものといたします。
ただし、出品店による非課税申告または、落札店による非課税申告に
出品店が承諾した場合ついて、落札店は出品店へ消費税相当額の支払いを
免除されるものといたします。

クレーム制限について

- 国産車2万円以下（輸入車は3万円）の
機関・機関関係の不具合
- 商談落札の車輛の場合
- 標準装備品以外の装備品の不具合
- 修復歴車、災害車、粗悪車、並行輸入車
走行距離が10万KM以上の車輛、走行不明車
メーター改ざん車、初年度登録より15年以上
経過した車輛、落札金額が20万円以下の車輛
- 落札車輛の不具合をJAA、出品店の確認せずに加修したとき
- 容易に社外へ持ち出せる標準装備品（ヘッドレスト、保護棒、スペア
タイヤ、ジャッキ、工具等）の不足については、オークション開催日を含
む5日以内。ただし、JAAが車輛搬出時の確認をしたものに限りま

セールスポイント等の
記載箇所は除きます

出品票記載の取り扱いについて

※登録遅れとは

（マイナーチェンジ、モデルチェンジ、仕様変更）等のあった車輛で
チェンジがあった日を含む月から6ヶ月以上経過し、かつ年を跨いで
いるものといたします。

※後期とは

（国産車） 初年度登録年までに実施されたマイナーチェンジ後の
車輛をいう。ただしマイナーチェンジ後から初度登録年までに
仕様変更等があった場合は、その仕様変更を含めた最終変更後の
車輛とします。

（輸入車） 初度登録年内のモデルチェンジおよび仕様変更等の
最終変更後の車輛とします。

上記内容は規約を一部抜粋したのになります。詳細につきましては『オークション規則』をご確認下さい。